

厚木市市税条例の一部改正の骨子 ～固定資産税（償却資産）の特例措置～

1 条例改正の趣旨

平成 30 年度地方税法の改正に伴い、固定資産税の特例措置について、地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるよう自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」の対象資産が次のとおり改正されましたので、厚木市市税条例の一部を改正します。

2 改正内容（特例措置）

固定資産税に係る課税標準の特例措置について、対象資産の見直し、特例割合の縮減及び適用期限が延長されました。 ※別紙「資料 2」参照

1 公害防止用設備（地方税法附則第 15 条第 2 項）

（1）水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液処理施設（第 1 号）

沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備

※対象資産の一部適用除外（バーク処理装置：汚水又は廃液の処理装置）

（2）土壤汚染対策法に規定する特定有害物質排出抑制施設（旧第 3 号）

活性炭利用吸着式特定有害物質処理装置

※特例措置廃止→規定削除

2 再生可能エネルギー発電設備（地方税法附則第 15 条第 32 項）

（1）太陽光発電設備

（2）風力発電設備

（3）水力発電設備

（4）地熱発電設備

（5）バイオマス発電設備

※出力規模により、特例割合を細分化（一部縮減）

※太陽光発電設備については、固定価格買取制度の認定設備を除き、かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金の交付設備に限定

3 特例措置の適用期限

平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に新たに取得したもの（再生可能エネルギー発電設備については、新たに課税することとなった年度から 3 年度分の固定資産税に限ります。）

3 施行時期

公布の日（平成 30 年 12 月議会へ提案予定）